

第 59 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時15分

開催場所

山梨県上野原市上野原3832番地
上野原市文化ホール
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目 次

第59回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類 ……………	7
事業報告 ……………	21
連結計算書類 ……………	40
計算書類 ……………	42
監査報告 ……………	44

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時30分まで

株 主 各 位

証券コード：6928
(発送日) 2025年6月4日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月30日
山梨県上野原市上野原8154番地19

株式会社 **エノモト**
代表取締役社長 白鳥 誉

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.enomoto.co.jp/ir-meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6928/teiiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



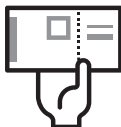
（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エノモト」又は「コード」に当社証券コード「6928」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、以下の「議決権行使のご案内」に記載のとおり、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内

株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。

株主総会開催日時
2025年6月26日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時15分

書面（郵送）により
議決権を行使していただく場合



議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネット等により
議決権を行使していただく場合



当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

記

1 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時

2 場 所 山梨県上野原市上野原3832番地 上野原市文化ホール

（末尾の会場ご案内略図をご参照ください）

- 3 目的事項 報告事項**
1. 第59期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結
計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

- 4 招集にあたっての
決定事項議決権行
使についてのご案内**
- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示が無い場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。
- ◎5ページに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
 - 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の「2.（4）新株予約権等の状況（5）業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部であり、また監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 当日はノー・ネクタイの軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。

日 時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時15分）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙に議案に対する賛
否をご表示のうえ、ご返送くださ
い。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛
否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月×日

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

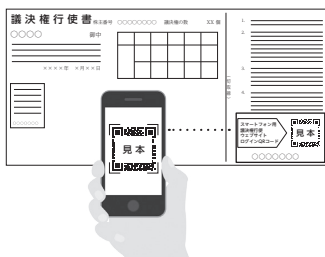
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

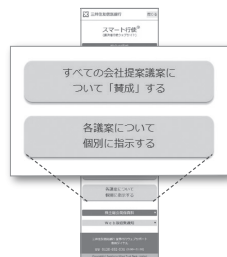
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

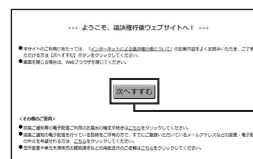
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策と位置づけており、将来の事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続を重視し、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

当社は、持続的成長と株主の長期的な利益を一層重視し、配当額の安定性を高めるため、株主還元の指標として自己資本配当率(DOE)を導入しており、最適な自己資本水準及び投資環境、短期的な利益増加の反映方法などを総合的に勘案し「DOE2.5%以上」を定量的な数値基準としております。

この方針に基づき、剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

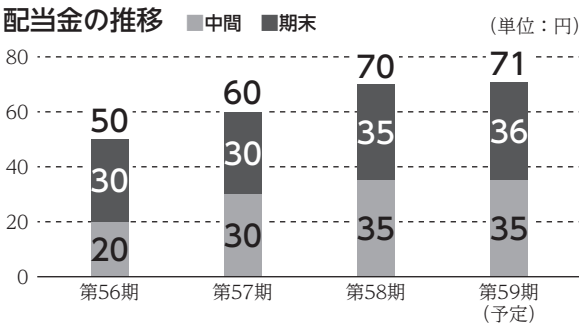
期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 36円 配当総額 237,534,120円 なお、中間配当金として1株につき金35円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金71円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日 2025年6月27日

<ご参考>



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営判断の迅速化及び意思決定機能の強化を図るため1名減員し、改めて取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、すべての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

また、各候補者の略歴及び選任理由等の詳細情報につきましては9ページから11ページに記載しております。

候補者 番号	氏 名	地 位	担当及び重要な兼職		在任年数	取締役会 出席状況
1	たけうち のぶゆき 武内 延公	取 締 役 会 長	指名・報酬委員会委員	再 任	18年	12／13回 (92.3%)
2	しらとり ほまれ 白鳥 誉	代表取締役社長	上席執行役員 ENOMOTO HONG KONG Co.,Ltd. 董事長	再 任	12年	13／13回 (100%)
3	おがわ ひで お 小川 秀雄	取 締 役	上席執行役員 ZHONGSHAN ENOMOTO Co.,Ltd. 董事長	再 任	2年	12／13回 (92.3%)

<ご参考> 取締役候補者の指名方針及び手続き

取締役候補者の指名方針につきましては、年齢、性別、国籍等に関わりなく、優れた人格や高い倫理観を持ち、専門的な知識や豊富な経験を有し、強いリーダーシップと的確な意思決定を行うことができる者を、適材適所の観点から総合的に検討の上、指名・報酬委員会の審議を踏まえ、取締役会で決議しております。

候補者番号 1

たけうち のぶ ゆき
武内 延公

再任

生年月日

1956年1月6日

性別

男性

所有する当社の株式数

4,860株

在任年数

18年

取締役会出席状況

12/13回 (92.3%)

指名・報酬委員会出席状況

4/5回 (80%)

略歴、当社における地位及び担当

1983年12月	当社入社
1993年6月	リードフレーム事業部営業部長
1996年5月	E S P 事業部長
1998年7月	L M システム事業部長
2007年6月	取締役
2013年10月	取締役リードフレーム事業本部長
2014年6月	代表取締役社長
2024年6月	取締役会長（現在に至る）

取締役候補者とした理由

武内延公氏は、2014年6月から2024年6月までの当社代表取締役社長在任期間において、当社グループの安定的な業績の実現や企業価値の向上を図り、予測の困難な変化の激しい経営環境下において、様々な経営課題の克服に向け強いリーダーシップを発揮し、当社取締役会における重要な意思決定及び業務執行の監督に重要な役割を果たして参りました。また、代表取締役社長退任後は取締役会長として現社長の支援や指導に重要な役割を果たしており、同氏の豊富な経験及び実績は当社グループが持続的成長を目指すうえで必要であると判断しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

しらとり ほまれ
白鳥 誉

再任

生年月日

1963年6月21日

性別

男性

所有する当社の株式数

4,400株

在任年数

12年

取締役会出席状況

13/13回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1988年 3 月	当社入社
2007年 4 月	管理本部総務部長
2013年 4 月	リードフレーム事業本部塩山工場長
2013年 6 月	取締役リードフレーム事業本部塩山工場長
2017年 4 月	取締役
2018年 4 月	取締役執行役員
2018年 6 月	常務取締役執行役員
2019年 4 月	常務取締役執行役員海外統括
2020年 4 月	常務取締役上席執行役員海外統括
2021年 1 月	常務取締役上席執行役員国内統括
2021年 4 月	常務取締役上席執行役員国内統括 兼 経営管理グループ担当 兼 総務部長
2022年 4 月	代表取締役専務上席執行役員
2023年 6 月	代表取締役専務上席執行役員国内統括
2024年 6 月	代表取締役社長上席執行役員（現在に至る）

重要な兼職の状況

2022年 4 月 ENOMOTO HONG KONG Co.,Ltd. 董事長（現在に至る）

取締役候補者とした理由

白鳥誉氏は、国内の部門長を歴任し組織全体の運営経験を有しているほか、海外統括や国内統括として国内外における経営において重要な役割を担い、当社グループの業務全般における豊富な経験を有しており、2022年に代表取締役専務として、また2024年6月からは代表取締役社長として様々な課題に対処しつつ国内外の事業を牽引して参りました。当社グループが企業価値向上を図る上で、同氏がこれまで国内外で培ってきた豊富な経験や知見が必要であると判断しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

お が わ ひ で お
小 川 秀 雄

再 任

生年月日

1960年1月3日

性別

男性

所有する当社の株式数

0株

在任年数

2年

取締役会出席状況

12/13回 (92.3%)

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4 月	当社入社
2016年 4 月	担当部長
2018年 4 月	執行役員
2020年 4 月	上席執行役員
2023年 6 月	取締役上席執行役員海外統括
2024年 6 月	取締役上席執行役員（現在に至る）

重要な兼職の状況

2018年 4 月	ZHONGSHAN ENOMOTO Co., Ltd. 董事長（現在に至る）
-----------	--

取締役候補者とした理由

小川秀雄氏は、長く営業部門に携わった後、長きに亘り海外事業に携わり、当社海外事業全般における豊富な経験を有しており、特にZHONGSHAN ENOMOTO Co.,Ltd.の業績向上に寄与するなど、当社グループの海外事業に精通しております。取締役就任以降、海外統括として海外子会社事業の発展を牽引しており、当社グループの海外子会社の企業価値向上を図るには、同氏がこれまで海外事業で培ってきた豊富な経験が必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- （注） 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社及び当社の重要な子会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険の被保険者となります。なお、当該保険の契約期間は1年であり、期間満了時には取締役会決議をもって同内容にて更新する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、内部監査部門との連携等を含む当社の監査体制の現況に鑑み、監査等委員会の実効性を引き続き確保できるものと判断したため、1名減員し、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

また、各候補者の略歴及び選任理由等の詳細情報につきましては13ページから16ページに記載しております。

候補者 番号	氏 名	地 位	候補者属性	在任 年数	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	き っ た か ず ひ こ 橘田 和彦		新任 社外 独立	-年	—	—
2	や ま き さ ち こ 八巻佐知子	監 査 等 委 員	再任 社外 独立 指名・報酬委員会委員長	8年	13／13回 (100%)	12／12回 (100%)
3	う じ い え み ち よ 氏家美千代	監 査 等 委 員	再任 社外 独立 指名・報酬委員会委員	6年	13／13回 (100%)	12／12回 (100%)

<ご参考> 取締役候補者の指名方針及び手続き

監査等委員である取締役候補者につきましては、年齢、性別、国籍等に関わりなく、優れた人格や高い倫理観を持ち、専門的な知識や豊富な経験を有する者のうち、社外取締役としての要件を備える者をその候補者とすることとしており、指名・報酬委員会において審議のうえ、監査等委員会の同意のもと取締役会で決定しております。

候補者番号 1

き た か ず ひ こ
橘 田 和 彦

新任

社外

独立

生年月日

1960年3月1日

性別

男性

所有する当社の株式数

0株

在任年数

一年

取締役会出席状況

－/－回

監査等委員会出席状況

－/－回

略歴、当社における地位及び担当

1983年4月	株式会社山梨中央銀行 入行
2003年11月	同行 融資審査部審査グループ主任審査役
2005年4月	同行 昭和支店長
2007年6月	同行 国母支店長兼中央市場支店長
2009年6月	同行 本店営業部副部长兼融資課長
2011年6月	同行 貢川支店長
2011年9月	同行 貢川支店長兼西支店長
2012年9月	同行 貢川支店長
2013年6月	同行 人事部長
2013年7月	同行 執行役員 人事部長
2015年6月	同行 執行役員 融資審査部長
2015年6月	同行 取締役 融資審査部長
2017年6月	同行 常務取締役 融資審査・事務統括・システム統括・業務集中担当
2018年6月	同行 常務取締役 経営企画・総務・金融市場担当
2019年6月	同行 代表取締役専務 人事・経営管理担当
2021年6月	同行 代表取締役専務 人事・経営管理担当 退任
2021年7月	山梨トヨペット株式会社 顧問 管理本部副本部長
2023年6月	同社 退社
2024年5月	中央葡萄酒株式会社 総務部長
2024年8月	同社 退社

重要な兼職の状況

該当事項ありません。

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

橘田和彦氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関における取締役としての長年の経験及び見識から、社外取締役として企業経営の健全性及び妥当性を確保するために十分な助言をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

橘田氏には、当社取締役会の多様性を確保し、予測の困難な変化の激しい経営環境下における経営判断に対し、金融機関における経営者としての高い見識と豊富な経験に基づく有用な助言や監督といった役割を期待しております。

候補者番号 2

や ま き さ ち こ
八巻 佐知子

再任

社外

独立

生年月日

1978年11月16日

性別

女性

所有する当社の株式数

0株

在任年数

8年

取締役会出席状況

13/13回（100%）

監査等委員会出席状況

12/12回（100%）

指名・報酬委員会出席状況

5/5回（100%）

略歴、当社における地位及び担当

2002年10月	東京地方検察庁 入庁
2003年 4 月	さいたま地方検察庁
2003年 7 月	同庁 退庁
2006年 4 月	弁護士登録 八巻法律事務所弁護士（現在に至る）
2017年 6 月	当社 取締役（監査等委員）（現在に至る）

重要な兼職の状況

2006年 4 月	弁護士（現在に至る）
2024年 6 月	株式会社山梨中央銀行 社外監査役（現在に至る）

重要な兼職と当社との関係

兼職先である株式会社山梨中央銀行は当社の主要取引銀行であり、当社との間には融資その他の取引関係がありますが、同氏は同行の社外監査役であり業務執行の立場にないことから、当社の意思決定に対して独立した立場を保つことができると判断しております。その他の兼職先と当社の間には特別な関係はありません。

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

八巻佐知子氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士資格を有し、法令に関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。また山梨県のような行政審議会等の委員を務められるなど幅広い知見を有しており、在任中には法令及びコンプライアンスをはじめとする様々な助言をいただいていることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

八巻氏には、当社取締役会の多様性を確保し、また取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として中心的役割を担っていただくことで、当社ガバナンスの更なる向上に寄与することを期待しております。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。

候補者番号 3

うじいえ みちよ
氏家 美千代

再任

社外

独立

生年月日

1966年2月22日

性別

女性

所有する当社の株式数

0株

在任年数

6年

取締役会出席状況

13/13回（100％）

監査等委員会出席状況

12/12回（100％）

指名・報酬委員会出席状況

5/5回（100％）

略歴、当社における地位及び担当

1997年10月	中央監査法人 入所
2000年12月	同所 退所
2001年1月	公認会計士補河内事務所（現 氏家公認会計士事務所）設立
2001年4月	公認会計士登録
2005年2月	税理士登録
2019年6月	当社 取締役（監査等委員）（現在に至る）

重要な兼職の状況

2001年4月	公認会計士（現在に至る）
2015年2月	税理士（現在に至る）
2023年7月	興亜監査法人 社員（現在に至る）
2024年9月	ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現在に至る）

重要な兼職と当社との関係

当該兼職先と当社の間には特別な関係はありません。

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

氏家美千代氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、大手監査法人における上場企業の会計監査の業務経験を有しており、また公認会計士及び税理士資格を有しております。財務及び会計に関する高度な専門知識及び上場企業監査の経験を活かし、在任中には適切な監査の遂行及び専門知識に基づく様々な提言をいただいていることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

氏家氏には、当社取締役会の多様性を確保し、また取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社ガバナンスの更なる向上に寄与することを期待しております。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。

- （注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 橘田和彦氏、八巻佐知子氏及び氏家美千代氏は、社外取締役候補者であります。
3. 橘田和彦氏、八巻佐知子氏及び氏家美千代氏は、東京証券取引所の定める独立性に関する基準に加え、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」（18ページ）の要件を満たしていることから、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認されました場合には改めて独立役員とする予定であります。

また、橘田和彦氏は過去10年間に於いて当社の取引銀行（特定関係事業者）である株式会社山梨中央銀行の代表取締役専務でありましたが、同氏は同行取締役退任から4年が経過していることから、東京証券取引所及び当社の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じる恐れがないことから、同氏が社外取締役に就任した場合には、独立役員として届け出る予定であります。

4. 当社は八巻佐知子氏及び氏家美千代氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。なお、八巻佐知子氏及び氏家美千代氏の選任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。

また、橘田和彦氏の選任が承認された場合につきましても、当社は同氏と同様の契約を締結する予定であります。

5. 当社は、当社及び当社の重要な子会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険の被保険者となります。なお、当該保険の契約期間は1年であり、期間満了時には取締役会決議をもって同内容にて更新する予定であります。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

こう みつ しゅん いち
甲 光 俊 一

社 外

独 立

生年月日
1966年9月8日

性別
男性

所有する当社の株式数
0株

在任年数
一年

取締役会出席状況
－/－回

監査等委員会出席状況
－/－回

略歴、当社における地位及び担当

1998年 4 月 弁護士登録
早川法律事務所 入所

2012年12月 こうみつ法律事務所 開設（現在に至る）

重要な兼職の状況

1998年 4 月 弁護士（現在に至る）

重要な兼職と当社との関係

当該兼職先と当社の間には特別な関係はありません。

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

甲光俊一氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士資格を有し、法令に関する幅広い知識と豊富な経験を有しており、法令及びコンプライアンスに関する十分な助言をいただけるものと判断しており、補欠の監査等委員である社外取締役として適任であるとして選定したものであります。

甲光氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社取締役会の多様性を確保し、また取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社ガバナンスの更なる向上に寄与することを期待しております。

- (注)
- 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 甲光俊一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 - 当社は、東京証券取引所の定める独立性に関する基準に加え、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」（18ページ）の要件を満たしていることから、同氏が社外取締役に就任した場合には、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
 - 甲光俊一氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
 - 当社は、当社及び当社の重要な子会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等を補填することとしております。甲光俊一氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険の被保険者となります。なお、当該保険の契約期間は1年であり、期間満了時には取締役会決議をもって同内容にて更新する予定であります。

以 上

【ご参考】 社外取締役の独立性判断基準

当社が選任する社外取締役において、当社において合理的に可能な範囲内で調査した結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断される場合、独立性を有しているものとします。

なお、当社は、2024年12月20日開催の取締役会において、当該基準の一部改定を決議しております。

- (1) 当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という）の役員または業務執行者
- (2) 当社グループを主要な取引先（当社グループの支払高が当該取引先の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上である者）とする者またはその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先（当社グループの直近事業年度における年間連結売上高のうち2%以上である者または当社グループの直近事業年度における年間連結総資産の2%以上の額を融資している者）である者またはその業務執行者
- (4) 当社グループから役員報酬以外に多額（個人の場合は年額1千万円以上、法人等団体の場合は当該団体の連結売上高または総収入の2%以上）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- (5) 当社グループから多額（個人の場合は年額1千万円以上、法人等団体の場合は当該団体の連結売上高または総収入の2%以上）の寄付または助成を受けている者またはその業務執行者
- (6) 法令で定める主要株主として当社株式を保有している者またはその業務執行者
- (7) 当社グループが法令で定める主要株主として株式を保有している者またはその業務執行者
- (8) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- (9) 過去3年間に於いて第2号から第8号のいずれかに該当していた者
- (10) 社外取締役としての在任期間が通算で12年を超える者
- (11) 現在もしくは過去10年間に於いて第1号に該当していた者の配偶者もしくは二親等以内の親族
- (12) 第2号から第9号のいずれかに該当する者のうち重要である者の配偶者もしくは二親等以内の親族

【ご参考】第2号議案及び第3号議案ご承認後の取締役会等の構成について

			属性			取締役等が有するスキル (各人の有するスキルの主なものを 5つまで記載しております。)										各会議体の構成員 (◎：議長または委員長)				
氏名	役職	担当	社内/外 ●社内 ○社外	性別 ●男性 ○女性	独立 役員	企業 経営 経営 戦略	技術 品質	マー ケティ ング 営業	グロー バルビ ジネス	人事 労務 人材 開発	環境 社会	財務 会計	法務 ガバナ ンス	IT DX	取締役会	監査等 委員会	指名・ 報酬 委員会	経営 会議	環境 委員会	
武内 延公	取締役会長		●	●		●	●	●	●				●		○		○	○		
白鳥 誉	代表取締役社長 上席執行役員	国内統括 E H K C 董事長	●	●		●	●	●	●	●					◎			◎		
小川 秀雄	取締役 上席執行役員	海外統括 Z S E C 董事長	●	●		●	●	●	●						○			○		
橘田 和彦	常勤監査等委員		○	●	●	●				●		●	●	●	○	◎		○		
八巻佐知子	監査等委員		○	○	●					●	●		●		○	○	◎			
氏家美千代	監査等委員		○	○	●					●	●	●			○	○	○			
佐藤 裕光	上席執行役員	技術統括G担当 東北製造G担当	●	●		●	●			●				●				○		
藤巻 正史	上席執行役員	本社製造G担当	●	●		●	●	●	●									○		
武井 勉	執行役員	経営管理G担当	●	●		●					●	●	●	●				○	◎	
馬場 一也	執行役員	E P M I 取締役 社長	●	●		●	●		●		●							○		
坂本 吉康	執行役員	事業開発G担当	●	●		●	●	●										○		

- (注) 1. E H K C : Enomoto Hong Kong Co., Ltd.
2. Z S E C : ZHONG SHAN ENOMOTO Co., Ltd.
3. E P M I : ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING INC.

各スキルの定義と選定理由

スキル項目	スキルの定義	スキルの選定理由
企業経営 経営戦略	企業経営に関する知見及び経験 持続的成長に向けた戦略的思考	当社事業の発展に向け明確な方針を示し、強力なリーダーシップを発揮することが必要であること、社外取締役においては当社経営に関する助言や監督に活かせる他社グループにおける経営経験が必要であるため当スキルを選定しております。
技術 品質	ものづくりや品質保持に関する広く深い知見及び経験 当社技術の更なる飛躍と発展に寄与できる能力	ものづくりの企業として、当社技術が今後も社会に必要不可欠なものであり続けるためには、継続的な技術力向上やブレイクスルーを成し遂げていくことが必要であり、そのためには当スキルが必要であるため選定しております。
マーケティング 営業	当社の事業領域や当社技術を活用できる市場分野に関する知見 市場ニーズを的確に捉え当社事業の発展に寄与できる能力	当社のものづくりがより広範な社会を豊かにすることに貢献し、また当社グループが持続的発展を遂げるためには当スキルが必要であるため選定しております。
グローバル ビジネス	国際情勢や海外事業、国際取引に関する広く深い知見 及び経験 グローバル展開に関する戦略的思考	当社グループの持続的成長を支えるためにはグローバル展開が不可欠であり、海外事業を発展させるためには当スキルが必要であるため選定しております。
人事・労務 人材開発	人材開発や働き方に関する知見及び経験	当社グループ事業の推進や成長の源泉は人材であり、人材育成や人材の有効活用、職場環境の整備を推進する上で当スキルが必要であるため選定しております。
環境 社会	環境保護や社会貢献等に関する知見及び経験	当社事業を通じ持続可能な社会の実現に貢献し、既存事業の枠を超えたサステナブル経営を推進するためには当スキルが必要であるため選定しております。
財務 会計	当社事業の健全性及び発展性に寄与する財務及び会計に関する知見及び経験	当社グループの持続的成長を支える健全かつ安定した財務基盤の構築と、財務報告の正確性を確保するためには当スキルが必要であるため選定しております。
法務 ガバナンス	コンプライアンス及びリスク管理、ガバナンスに関する知見及び経験	環境変化が激しい中において事業活動を推進するには、コンプライアンスに関する知識や適切なリスク管理が必要不可欠であり、グループの持続可能性を確保するためには当スキルが必要であるため選定しております。
IT DX	当社事業の発展に資するデジタル技術に関する知見及び経験	当社グループの成長や変革を遂げるためには、ものづくりや既存事業の枠を超えたデジタル技術の活用が不可欠であり、当スキルが必要であるため選定しております。

事業報告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、地政学リスクの高まりなどにより不透明な見通しの中で推移いたしました。一方、国内の景況については、雇用情勢、所得環境及びインバウンド需要の改善などによって国内の消費は緩やかながら回復基調で推移しましたが、為替変動や資源価格の高騰などが景況感への下方圧力となっております。

当社グループの属する電子部品業界におきましては、中国の景気低迷の影響などによる民生用機器向けや産業用機器向けの在庫調整が長期化しており、需要回復の顕著化は2025年の後半以降になるものと見込まれます。また、自動車向けは海外のEV市場の減速から、成長は一時的に鈍化しております。

このような状況下、当社グループは従前よりメッキ工程における内製化や生産能力の強化、製造工程の自動化及び効率化に注力し、収益力の改善を推進してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は268億8千万円（前年同期比6.4%増）、営業利益は6億1千8百万円（同285.9%増）、経常利益は6億6千9百万円（同129.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億4千7百万円（同269.3%増）となりました。

製品群別の業績は、次のとおりであります。

パワー半導体用リードフレーム

当製品群は自動車向けや民生用機器向け及び産業用機器向けが主なものであります。前期より続く民生用機器向け及び産業用機器向けの在庫調整や世界的なEV市場の成長鈍化の影響を強く受け、需要の回復は遅れております。その結果、当製品群の売上高は107億7千1百万円（前年同期比3.0%減）となりました。

オプト用リードフレーム

当製品群は、LED用リードフレームが主なものであります。市場は依然として海外の交通インフラ向けや大型ディスプレイ向けなどが在庫調整局面にありますが、民生用機器向けハイエンド品の量産により増加いたしました。その結果、当製品群の売上高は33億7千1百万円（同27.3%増）となりました。

コネクタ用部品

当製品群は、自動車向け、モバイル端末向けが主なものであります。スマートフォン向けは前年同期と同等の水準でありましたが、ウェアラブル端末向けの需要が好調に推移しました。その結果、当製品群の売上高は120億8千5百万円（同9.9%増）となりました。

その他

その他の製品群は、金型用部品、リレー用部品が主なものであります。当製品群の売上高は6億5千1百万円（同31.5%増）となりました。

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

※ 記載比率は、小数点第二位以下を切り捨てて表示しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、17億7百万円であります。これはプレス機等生産設備及び金型が主なものであります。

③ 資金調達の状況

非経常的かつ重要なものはありません。なお、当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び長期借入金で賄っております。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 56 期 (自 2021年 4月1日) (至 2022年 3月31日)	第 57 期 (自 2022年 4月1日) (至 2023年 3月31日)	第 58 期 (自 2023年 4月1日) (至 2024年 3月31日)	第 59 期 (自 2024年 4月1日) (至 2025年 3月31日) (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	27,250,846	29,265,406	25,244,080	26,880,395
営 業 利 益 (千円)	2,012,607	1,561,181	160,273	618,625
経 常 利 益 (千円)	2,054,339	1,805,660	291,946	669,392
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	1,545,442	1,269,001	121,284	447,931
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	230.49	190.02	18.16	68.34
総 資 産 (千円)	30,174,042	34,039,328	32,371,333	32,834,685
純 資 産 (千円)	18,628,787	20,594,825	20,977,737	21,902,510

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資 比 率 (%)	主 な 事 業 内 容
ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc.	590,000千 フィリピンペソ	100	金属プレス品・射出成形 品の製造販売
ENOMOTO HONG KONG Co., Ltd.	88,000千 香港ドル	100	金属プレス品・射出成形 品の販売
ZHONGSHAN ENOMOTO Co., Ltd.	14,500千 米ドル	(100)	金属プレス品・射出成形 品の製造販売

(注) 当社の出資比率欄の () 内は、間接所有の割合で内数であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する電子部品業界には、カーボンニュートラルの実現に向けたGX、DXの推進、5G等の通信技術の発展やxEV化及びADAS技術の進化など多くの成長要因が存在し、中長期的な成長基調が予測されておりますが、中国市場の回復時期や最終製品の販売状況、また米国の関税政策などに起因する全世界的な景況の変動によって出荷量が激しく変動する可能性もあることから、市場の動向を注視しております。

このような環境下、当社グループは長期経営ビジョンの1st STEPで実施した津軽工場の増築による生産能力の強化と共に、従前より進めております品質改善と製造コスト低減を目的とした製造工程の自動化・効率化やメッキ工程の内製化、スマートファクトリーの実現に向けた取組みをさらに力強く推進し、当社の強みである金属と樹脂の精密複合加工技術を基軸に新たな顧客の開拓を積極的に行い、全社一丸となって売上及び収益力の向上に努めております。

そうした中、当社グループが対処すべき課題としては、次の6点であると認識しております。

① 成長分野への投資と収益力強化

当社グループは、金属と樹脂の精密複合加工技術を強みとし、現状においても世界最小クラスの部品加工を実現していますが、今後も既存の技術を最大限に生かし常に最先端のデバイスの普及に寄与するほか、従前の事業のカテゴリーにとらわれず蓄積された技術力や生産能力及び品質管理能力を生かせる分野への進出とその準備について、積極的な投資を実施し、収益力の向上を図って参ります。

② 職人技の発掘及び伝承、工程自動化の相乗効果による金型技術の進化

当社に蓄積されている技術は貴重な経営資源であるものの、個人の経験や感覚に委ねられている部分も多くあることから、それらを客観的に分析しデジタルデータ化を進めることで技術の伝承と工程の自動化を促進し、金型技術の新たなステージへの進化を目指して参ります。

③ スマートファクトリーによる経営資源の最適化

自動化・効率化・省人化は従前より取り組んで参りました製造工程改革のテーマであり、津軽工場はスマートファクトリーをコンセプトとして、先進的な自動化システムの導入を進めております。将来的にはコンセプトの他拠点への展開を計画しており、経営資源の効率的な活用を推進いたします。

④ 財務基盤の強化

当社は経営資源の効率化により棚卸資産の圧縮と遊休等不動産の処分を進め、生み出したキャッシュフローで成長投資の実施と安定的な配当を行い、企業価値の最大化を図って参ります。

⑤ 人財育成と働き方改革

当社グループの経営理念にもありますとおり『経営の中心は人』であり、培ってきた技術力の継承と発展を担う、特に若い世代の技術者の確保と育成は恒久的な課題です。国内外を問わずより幅広い人財の確保を図るとともに、中長期的視点に基づいた教育により人財育成を行っております。また従業員の能力や要望を正確に把握することで最善のワークライフバランスの実現を目指し、各個人が能力を最大限に発揮できる職場づくりに努めて参ります。

⑥ 環境への取組み

当社グループは経営理念のとおり社会の豊かさや持続性を支える存在であり続けることを目指しており、事業活動における環境負荷の低減とそれを支える分野への参画は永続的な課題であると認識しています。サステナビリティ推進室を中心に中期環境計画の策定と推進を行い、その達成に向けて全社を挙げて積極的に取り組んで参ります。

当社グループは、2021年度から2030年度の10年間に当社グループの事業運営の指針となる、長期経営ビジョン『金型の技術で未来を創る ～より小さく より速く 最先端の技術で暮らしとビジネスのベストパートナーを目指す～』を掲げました。これは当社グループのコア技術である金型加工の更なる高みを目指すと共に、そこから派生した新規技術を組み合わせ、最先端デバイスの開発と発展に常に寄与する、最も信頼されるビジネスパートナーであり続ける決意を示したものです。

また、長期経営ビジョン達成のための施策として期間を3つのステップに分け、2024年度から2026年度の3ヶ年を2nd STEPと位置付けております。

その2年目にあたる2025年度の経営重点テーマとしては『品質第一』を掲げました。企業価値向上の基礎は製品及び業務の品質であるという基本を再確認し、高い水準の実績を示すことでステークホルダーの皆様との信頼関係を一層強固なものとしてまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社4社（連結子会社3社、非連結子会社1社）で構成され、主にパワー半導体用リードフレーム^(※1)、オプト用リードフレーム、コネクタ用部品とそれらの製造に使用する精密金型、周辺装置の製造販売を主な事業としております。当社グループは、金型技術の基本である「抜き・曲げ」に、「つぶし（コイニング）・絞り」及び樹脂成形など多彩な技術を複合させることにより、あらゆる分野で高度な要求に応えられることを強みとしております。

（※1）リードフレーム：半導体パッケージに使われ、半導体素子（半導体チップ）を支持固定し、外部配線との接続をする部品

① パワー半導体用リードフレーム

パワー半導体用リードフレームと、それらの製造に使用する精密金型・周辺機器の製造及び販売を行っております。パワー半導体は、民生用機器・産業用機器・自動車部品など広く使用される部品であり、当社グループは金属材を精密加工しパワー半導体用リードフレームとして、各種部品メーカーに販売しております。具体的には、パワーデバイス、小信号デバイス向けリードフレームやヒートシンクなど、多彩な用途・仕様に強みがあり、金属プレス・カシメ^(※2)の各工程を一貫して大量かつ安定的な生産・供給を可能としております。

（※2）カシメ：金属の塑性変形を利用した接合方法

② オプト用リードフレーム

オプト^(※3)用リードフレームと、それらの製造に使用する精密金型・周辺機器の製造及び販売を行っております。LED用リードフレームは、LED製品の形状を決定する部品であり、当社グループでは自動車部品メーカーや照明機器メーカーと協働して、金型の設計、製作から試作品開発、大量生産まで対応しております。具体的には、LEDディスプレイ、液晶ディスプレイのバックライト、自動車の各種ランプ、その他産業用及び民生用LED、照明用LEDに使用されるリードフレームを主要製品としております。

（※3）オプト：光電子工学（オプトエレクトロニクス）の略称

③ コネクタ用部品

コネクタ用部品と、それらの製造に使用する精密金型・周辺機器の製造及び販売を行っております。コネクタ用部品は電子回路や光通信において配線を接続するために用いられる部品・器具です。特にスマートフォンやウェアラブル端末向けのコネクタは極小化が必要となる部品であり、当社グループでは金属プレス加工と樹脂成形加工を融合することで、携帯電話部品メーカー向けに販売しております。その他、自動車向け部品の販売量も増加しております。また、当社グループは、国内・海外とも金属端子部のプレス加工からメッキ加工、樹脂成形加工に至る設計から製造までの一貫生産を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

株式会社エノモト	当 社	本 社	山 梨 県 上 野 原 市
		本 社 工 場	山 梨 県 甲 州 市
		津 軽 工 場	青 森 県 五 所 川 原 市
		岩 手 工 場	岩 手 県 上 閉 伊 郡 大 槌 町
ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc.	子 会 社	本 社	フィリピン共和国カビテ州
ENOMOTO HONG KONG Co., Ltd.	子 会 社	本 社	中華人民共和国香港特别行政区九龍
ZHONGSHAN ENOMOTO Co., Ltd.	子 会 社	本 社	中華人民共和国広東省中山市

(7) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

製品群別の名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
パワー半導体用リードフレーム	304 (59) 名	11名増 (4名増)
オプト用リードフレーム	174 (67) 名	5名増 (8名増)
コネクタ用部品	484 (320) 名	1名減 (10名増)
その他	140 (10) 名	2名増 (1名増)
全社（共通）	183 (46) 名	4名増 (18名増)
合 計	1,285 (502) 名	21名増 (41名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、当連結会計年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の製品群に区別できない管理部門に所属しているのもであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
537 (161) 名	13名増 (1名増)	40.5歳	17.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、当連結会計年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員数には、関係会社への出向者（9名）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社山梨中央銀行	3,506,000千円
株式会社三井住友銀行	480,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,865,360株（自己株式267,190株を含む）
- ③ 株主数 6,722名（前期末比654名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 エ ノ モ ト 興 産	480,260株	7.2%
有 限 会 社 エ ム エ ス 企 画	320,328	4.8
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	278,900	4.2
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	132,800	2.0
榎 本 寿 子	128,104	1.9
佐 々 木 嘉 樹	110,000	1.6
セ ン ト ラ ル 短 資 株 式 会 社	104,000	1.5
エ ノ モ ト 従 業 員 持 株 会	97,392	1.4
櫻 井 宣 男	93,660	1.4
櫻 井 妙 子	88,860	1.3

- (注) 1. 持株比率は自己株式（267,190株）を控除して計算しております。
2. 株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有している株式のうち、226,200株は当社役員向け等株式交付信託に係る信託財産であります。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 （ 社 外 取 締 役 を 除 く ）	18,486株	1 名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告33ページ「②当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

イ. 自己株式の取得

当社は、2024年8月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ・取得対象株式の種類 当社普通株式
- ・取得した株式の総数 350,000株
- ・取得価額 504,793,000円
- ・取得期間 2024年8月26日から2024年12月6日まで
- ・取得理由 機動的な政策実行及び資本効率の向上を通じた株主利益の向上を目的とするものであります。

ロ. 自己株式の処分（第三者割当）

当社は、2024年8月9日開催の取締役会において、自己株式の処分について決議し、以下のとおり処分いたしました。

- ・処分対象株式の種類 当社普通株式
- ・処分した株式の総数 137,500株
- ・処分価額 1株につき1,285円
- ・処分総額 176,687,500円
- ・処分日 2024年10月25日
- ・処分先 三井住友信託銀行株式会社（信託口）
（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））
- ・処分理由 役員向け株式報酬制度の継続及び従業員向けインセンティブプラン導入による株式の充当を目的とするものであります。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	武 内 延 公	指名・報酬委員会 委員
代 表 取 締 役 社 長	白 鳥 誉	上席執行役員 ENOMOTO HONG KONG Co.,Ltd. 董事長
取 締 役	櫻 井 宣 男	上席執行役員 本社製造グループ担当
取 締 役	小 川 秀 雄	上席執行役員 ZHONGSHAN ENOMOTO Co.,Ltd. 董事長
取 締 役 (監 査 等 委 員 ・ 常 勤)	加 藤 正	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	八 巻 佐 知 子	指名・報酬委員会 委員長 弁護士 株式会社山梨中央銀行 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	氏 家 美 千 代	指名・報酬委員会 委員 公認会計士 税理士 興亜監査法人 社員 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株 式会社 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	武 藤 比 良 志	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）加藤正氏、八巻佐知子氏、氏家美千代氏及び武藤比良志氏の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）加藤正氏は、長年に亘る銀行勤務において広範な業務に携わり、取締役としての業務執行経験を有しております。
3. 取締役（監査等委員）八巻佐知子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）氏家美千代氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）武藤比良志氏は、長年に亘る商社勤務において広範な業務に携わり、取締役としての業務執行経験を有しております。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高めるとともに、監査・監督を強化するため加藤正氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 当社は、取締役八巻佐知子氏、氏家美千代氏及び武藤比良志氏の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

8. 当社は、取締役加藤正氏、八巻佐知子氏、氏家美千代氏及び武藤比良志氏の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
9. 当社は、当社及び当社の重要な子会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等を補填することとしております。なお、当該保険契約において被保険者は保険料を負担しておりません。
10. 当事業年度中における取締役の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 日	異 動 事 由	退任時の地位及び担当並びに 重要な兼職の状況
久 嶋 光 博	2024年6月26日	任期満了に よる退任	取締役 上席執行役員 サステナビリティ担当

11. 当事業年度中における取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
久 嶋 光 博	取締役 上席執行役員 サステナビリティ推進室長	取締役 上席執行役員 サステナビリティ担当	2024年4月1日
武 内 延 公	代表取締役社長	取締役会長	2024年6月26日
白 鳥 誉	代表取締役専務 上席執行役員 ENOMOTO HONG KONG Co.,Ltd. 董事長	代表取締役社長 上席執行役員 ENOMOTO HONG KONG Co.,Ltd. 董事長	2024年6月26日
八 巻 佐 知 子	指名・報酬委員会 委員長 弁護士 国立大学法人 山梨大学 非常勤監事	指名・報酬委員会 委員長 弁護士 国立大学法人 山梨大学 非常勤監事 株式会社山梨中央銀行 社外監査役	2024年6月25日
	指名・報酬委員会 委員長 弁護士 国立大学法人 山梨大学 非常勤監事 株式会社山梨中央銀行 社外監査役	指名・報酬委員会 委員長 弁護士 株式会社山梨中央銀行 社外監査役	2024年8月31日

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
氏 家 美 千 代	指名・報酬委員会 委員 公認会計士 税理士 興亜監査法人 社員	指名・報酬委員会 委員 公認会計士 税理士 興亜監査法人 社員 ヒューマン・メタボロー ム・テクノロジーズ株式会 社 社外取締役	2024年9月20日

(ご参考)

当社は、執行役員制度を導入しております。2025年4月1日現在の執行役員（取締役兼務者を除く。）は以下のとおりであります。

氏 名	担 当
佐 藤 裕 光	上席執行役員 技術統括グループ担当 兼 東北製造グループ担当
藤 巻 正 史	上席執行役員 本社製造グループ副担当
武 井 勉	執行役員 経営管理グループ担当
馬 場 一 也	執行役員 ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc.取締役社長
坂 本 吉 康	執行役員 事業開発グループ担当

② 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）について、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会における検討を経て、2021年6月25日開催の取締役会において当該方針を決定しており、その概要は以下のとおりであります。

1. 基本方針

当社の役員報酬は、持続的な企業価値向上を図るインセンティブとして十分に機能するものとしてステークホルダーの利益に連動する報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）においては各役員の役位及び役割等に応じて支給する金銭による固定報酬、単年度業績目標達成へのインセンティブ報酬である役員賞与、中長期的な企業価値向上や株価向上へのインセンティブ報酬である株式報酬制度（ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）で構成し、監査等委員である取締役の報酬においては、経営への監督機能を有効に機能させるため、役位に応じた固定報酬のみで構成する。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じ、当社の業績や従業員給与の水準、また他社水準をも考慮しつつ、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、総合的に勘案して決定する。
3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、当社従業員に対する年間賞与支給率が一定の水準を超えた場合において、各事業年度の連結営業利益額の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、環境の変化や中長期的な経営計画等に応じて設定するものとし、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。
非金銭報酬等は、株式交付信託によるものとし、その内容は、会社が定める株式交付規程に基づき、役位に応じて設定したポイントを各取締役等に毎月末に付与し、そのポイント累計数に相当する数の当社株式を、取締役等を受益者として設定した株式交付信託を通じ、取締役等の退任時に当該取締役等に対して交付するものとする。また、株式報酬の制度については、環境の変化や中長期的な経営計画等に応じ、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。
4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえた構成とし、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝80：20とする（KPI＝100％達成の場合）。なお、業績連動報酬等（賞与）は、一定の水準を超えた場合（KPI＞100％）においてその達成度合いに応じ支給するものとする。
5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
取締役の個人別の報酬額については、会社の業績及び従業員昇給率や各担当業務における貢献・実績に基づき代表取締役が作成した取締役の個人別報酬額の原案を基に、指名・報酬委員会において審議・決定のうえ取締役会に答申し、取締役会は本答申に基づき取締役の個人別報酬額を決議する。なお、株式報酬における取締役の個人別の交付ポイント数は、取締役会で決定した株式交付規程に基づき付与するものとする。
6. 取締役会の任意の諮問委員会である指名・報酬委員会に関する事項
取締役会の監督機能の向上を図り、コーポレートガバナンス体制を一層充実させるため、取締役の指名、報酬等の決定に関する手続きの公正性、客観性及び透明性を確保することを目的として取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会を設置する。当委員会は、独立社外取締役及び取締役会の決議によって選定された取締役により3名以上で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。また、委員長は独立社外取締役から選定する。
当委員会は、取締役会からの諮問により、以下の事項を審議し、答申する。
 - ・取締役候補者の指名に関する事項

- ・取締役社長等の選定等に関する事項
- ・取締役の報酬体系等及び個人別の報酬等の内容並びにその決定方針に関する事項
- ・後継者計画の策定・運用に関する事項
- ・その他、取締役会が本委員会に諮問した事項

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第51回定時株主総会において年額160百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役0名）であります。また別枠で、2018年6月28日開催の第52回定時株主総会において、信託期間（3年間）中に120百万円を上限とする金銭を拠出し、信託期間中に在任した取締役（監査等委員である者及び社外取締役である者を除く。）及び執行役員に対して株式報酬を支給することを決議いただいております。このうち取締役（監査等委員である者及び社外取締役である者を除く。）に対する株式報酬の1事業年度当りの限度額は年額28百万円以内、株式数に相当するポイント数の上限は21,000ポイント以内であります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役0名）であります。なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、当社の取締役会の決定により、その都度、信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。）本制度を継続することがあります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第51回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役3名）であります。

当社は、2015年6月26日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

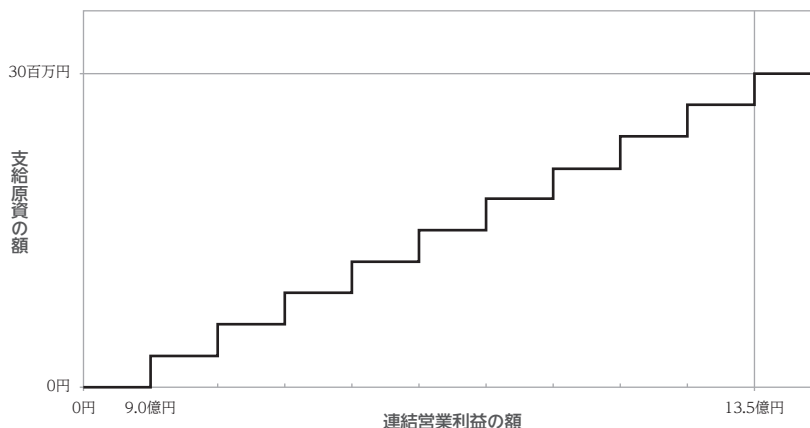
ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、決定方針との整合性を含め、指名・報酬委員会において個別報酬額の前案について多角的な検討を行っており、取締役会は基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断し、これを決議しております。

二. 取締役に支払った報酬等の総額等

区 分	支給人員 (名)	報酬等の種類別の額（千円）			計 (千円)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5 (-)	65,885 (-)	- (-)	17,536 (-)	83,422 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	19,440 (19,440)	- (-)	- (-)	19,440 (19,440)
合 計 （うち社外役員）	9 (4)	85,325 (19,440)	- (-)	17,536 (-)	102,862 (19,440)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である者を除く。）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等として取締役に對して賞与を支給しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎とする業績指標につきましては、当社グループの営業活動の結果を示す連結営業利益額を選定し、当社従業員に対する年間賞与支給率が一定の水準を超えた場合において以下の図に従い支給原資を決定いたします。



また、個別支給額につきましては以下の算定式により支給額を決定しております。

《役位ポイント》÷《支給対象役員ポイントの総和》×《支給原資》

※百円未満切り捨て

役位ポイントは以下のとおりであります。

取締役社長	取締役副社長 取締役会長	専務取締役 取締役副会長	常務取締役	取締役
21	19	16	13	10

なお、業績指標の実績となる当事業年度を含む連結営業利益額の推移は「1.（2）財産及び損益の状況の推移」（23ページ）に記載のとおりであります。

3. 非金銭報酬等として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）5名に対する株式交付信託による株式報酬に係る費用計上額を記載しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役八巻佐知子氏は、株式会社山梨中央銀行の社外監査役を兼務しております。株式会社山梨中央銀行は当社の主要取引銀行であり、当社との間には融資その他の取引関係がありますが、同氏は同行の社外監査役であり、業務執行の立場にないことから、当社の意思決定に対して独立した立場を保つことができると判断しております。

- ・取締役氏家美千代氏は、興亜監査法人社員、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	加 藤 正	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、主に金融機関における企業経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っており、特に事業戦略やリスク管理等の観点から有用な発言を行うなど、意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当期開催の監査等委員会12回の全てに出席し、主に監査結果や内部監査について適宜必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	八 巻 佐 知 子	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、主に弁護士として法律に関する専門的見地より、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っており、特にコンプライアンスや労務管理、人材育成等の観点から有用な発言を行うなど、意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また当期開催の監査等委員会12回の全てに出席し、主に監査結果について適宜必要な発言を行っております。その他、当社取締役会の任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員長として、当社取締役の指名及び報酬に関する審議を主導し、これら決定手続きの公正性、客観性及び透明性の確保に重要な役割を果たしており、当事業年度開催の指名・報酬委員会5回の全てに出席し、取締役候補者の指名、個別報酬額、取締役の報酬体系の検討及び後継者計画の策定等の審議を主導いたしました。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	氏 家 美 千 代	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、主に公認会計士及び税理士として会計及び税務に関する専門的見地より、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っており、特に財務・会計やE S G等の観点から有用な発言を行うなど、意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当期開催の監査等委員会12回の全てに出席しており、主に監査結果について適宜必要な発言を行っております。その他、当社取締役会の任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員として、当社取締役の指名及び報酬に関する審議を通じ、これら決定手続きの公正性、客観性及び透明性の確保に重要な役割を果たしており、当事業年度開催の指名・報酬委員会5回の全てに出席し、取締役候補者の指名、個別報酬額、取締役の報酬体系の検討及び後継者計画の策定等の審議に参画いたしました。
取 締 役 (監査等委員)	武 藤 比 良 志	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、主に商社における企業経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っており、特に事業戦略やリスク管理、人事制度等の観点から有用な発言を行うなど、意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当期開催の監査等委員会12回の全てに出席しており、主に監査結果について適宜必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,528千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	37,528千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬2,535千円を支払っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を決定し、取締役会が株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,610,154	流 動 負 債	7,655,154
現 金 及 び 預 金	4,445,869	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,968,966
電 子 記 録 債 権	582,833	短 期 借 入 金	2,128,000
売 掛 金	5,494,354	未 払 法 人 税 等	63,754
棚 卸 資 産	6,594,304	賞 与 引 当 金	349,000
未 収 入 金	304,137	そ の 他	1,145,433
そ の 他	191,290	固 定 負 債	3,277,020
貸 倒 引 当 金	△2,635	長 期 借 入 金	1,908,000
固 定 資 産	15,224,530	繰 延 税 金 負 債	127,217
有 形 固 定 資 産	13,448,350	退 職 給 付 に 係 る 負 債	342,362
建 物 及 び 構 築 物	4,547,757	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	67,792
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,098,612	役 員 株 式 給 付 引 当 金	144,528
工 具 、 器 具 及 び 備 品	689,464	従 業 員 株 式 給 付 引 当 金	7,902
土 地	2,872,362	そ の 他	401,007
建 設 仮 勘 定	240,153	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	278,208
無 形 固 定 資 産	515,814	負 債 合 計	10,932,175
投 資 そ の 他 の 資 産	1,260,365	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	523,139	株 主 資 本	18,296,617
退 職 給 付 に 係 る 資 産	470,487	資 本 金	4,749,333
繰 延 税 金 資 産	34,560	資 本 剰 余 金	5,067,265
そ の 他	252,177	利 益 剰 余 金	9,157,986
貸 倒 引 当 金	△20,000	自 己 株 式	△677,968
資 産 合 計	32,834,685	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,593,597
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	29,473
		土 地 再 評 価 差 額 金	△407,376
		為 替 換 算 調 整 勘 定	3,686,873
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	284,627
		新 株 予 約 権	12,295
		純 資 産 合 計	21,902,510
		負 債 純 資 産 合 計	32,834,685

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

[illegible]

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,194,370	流 動 負 債	5,456,282
現 金 及 び 預 金	826,507	支 払 手 形	175,321
電 子 記 録 債 権	582,833	買 掛 金	1,972,277
売 掛 金	2,391,858	短 期 借 入 金	1,600,000
製 品	863,979	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	528,000
仕 掛 品	1,255,938	未 払 金	273,288
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,062,773	未 払 法 人 税 等	50,836
前 払 費 用	26,845	前 受 金	335
そ の 他	186,361	預 り 金	21,530
貸 倒 引 当 金	△2,729	前 受 収 益	2,577
固 定 資 産	12,668,269	賞 与 引 当 金	349,000
有 形 固 定 資 産	8,302,764	そ の 他	483,114
建 物	2,622,753	固 定 負 債	2,406,432
構 築 物	206,235	長 期 借 入 金	1,908,000
機 械 及 び 装 置	2,200,414	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	67,792
車 両 運 搬 具	3,612	役 員 株 式 給 付 引 当 金	144,528
工 具 、 器 具 及 び 備 品	415,053	従 業 員 株 式 給 付 引 当 金	7,902
土 地	2,733,668	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	278,208
建 設 仮 勘 定	121,025	負 債 合 計	7,862,714
無 形 固 定 資 産	118,390	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	118,390	株 主 資 本	12,365,531
投 資 そ の 他 の 資 産	4,247,114	資 本 金	4,749,333
投 資 有 価 証 券	106,808	資 本 剰 余 金	5,067,265
関 係 会 社 株 式	3,394,321	資 本 準 備 金	5,059,724
前 払 年 金 費 用	111,631	そ の 他 資 本 剰 余 金	7,541
長 期 前 払 費 用	528	利 益 剰 余 金	3,226,901
繰 延 税 金 資 産	449,380	利 益 準 備 金	181,507
そ の 他	204,443	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,045,394
貸 倒 引 当 金	△20,000	繰 越 利 益 剰 余 金	3,045,394
資 産 合 計	19,862,639	自 己 株 式	△677,968
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△377,902
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	29,473
		土 地 再 評 価 差 額 金	△407,376
		新 株 予 約 権	12,295
		純 資 産 合 計	11,999,925
		負 債 純 資 産 合 計	19,862,639

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

[illegible]

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社 エ ノ モ ト
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
松 本 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 野 田 裕 一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鯉 沼 里 枝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エノモトの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エノモト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社 エ ノ モ ト
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
松 本 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 野 田 裕 一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鯉 沼 里 枝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エノモトの2024年4月1日から2025年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

株式会社エノモト 監査等委員会

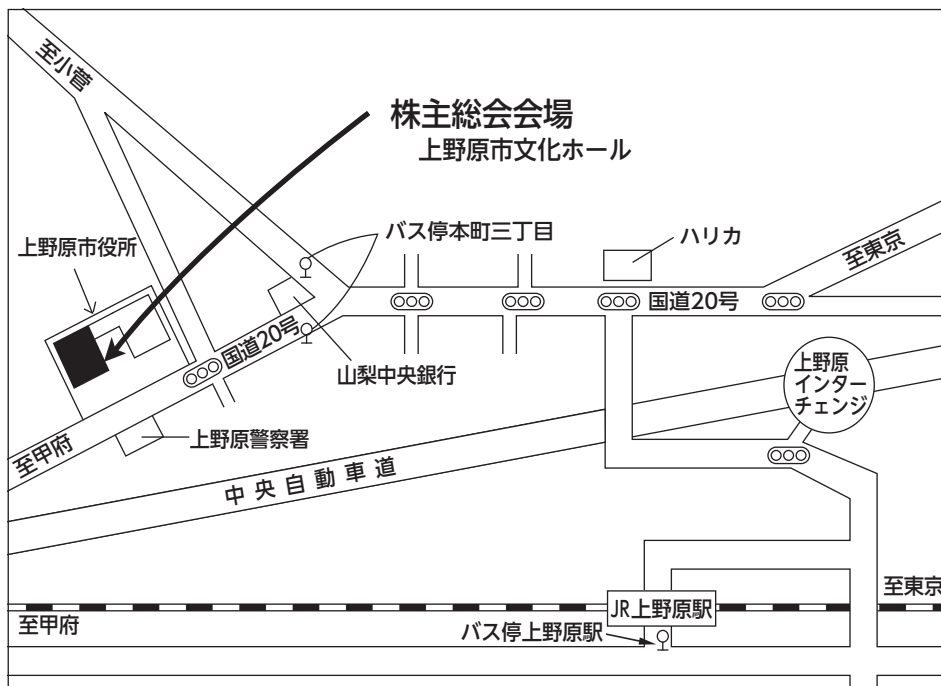
常勤監査等委員	加藤	正	㊞
監査等委員	八巻	佐知子	㊞
監査等委員	氏家	美千代	㊞
監査等委員	武藤	比良志	㊞

(注) 監査等委員加藤正、八巻佐知子、氏家美千代及び武藤比良志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 山梨県上野原市上野原3832番地
上野原市文化ホール
T E L 0554-62-3111 (代表)



交通

JR中央本線上野原駅下車、上野原駅から本町三丁目までバス約10分、本町三丁目停留所から徒歩約5分

※株主総会当日、ＪＲ上野原駅南口より送迎バスをご用意します。
ご利用の方は、午前９時４０分までにＪＲ上野原駅南口へお越しください。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。